

年税第 76 号
平成 28 年 3 月 10 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 今村 定臣



厚生労働省「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」の支給促進
に係るチラシ・ポスターの設置及び掲示等について

今般、厚生労働省より、平成 27 年度補正予算により新たに措置された「高齢者向け給付金」(年金生活者等支援臨時福祉給付金)について、別添の通り、チラシ・ポスターの設置及び掲示等についての協力依頼がありました。

つきましては、「高齢者向け給付金」(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の支給促進に係るチラシ・ポスターにつきましては、厚生労働省が広報業務を委託している業者から各医療機関へ配送される予定であり、貴会会員の先生方の診療所や病院等の待合室への設置にご協力いただきますよう、周知方お願い申し上げます。

なお、平成 27 年 7 月 1 日付都道府県医師会担当理事宛通知文「厚生労働省『平成 27 年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)』の支給促進に係るチラシ・ポスターの設置及び掲示等について」(年税第 20 号)で同様のご案内をいたしました。その際に行った日本医師会雑誌へのポスター同封による事前送付につきましては、今回は行いませんので、その旨ご承知おきくださいますようよろしくお願い申し上げます。

また、平成 27 年度臨時福祉給付金は、市町村での申請受付期間が終了していますので、平成 27 年 7 月 1 日付けの通知文でご案内したチラシ・ポスターについては、適宜、撤去をお願いいたします。

[添付資料]

- 高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の支給促進に係るチラシ・ポスターの設置への協力依頼について」(厚生労働省社会・援護局総務課 簡素な給付措置支給業務室)
- 厚生労働省「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」ポスター(実際は B 3 サイズ)
- 厚生労働省「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」チラシ
- 「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)平成27年度臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の支給促進に係るポスター等の設置への協力依頼について」(厚生労働省社会・援護局総務課 簡素な給付措置支給業務室)
- 「平成27年度臨時福祉給付金に係るポスター及びチラシの掲示・配布の終了について」(厚生労働省社会・援護局総務課 簡素な給付措置支給業務室)



平成 28 年 3 月 8 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の
支給促進に係るポスター等の設置への協力依頼について

平成 27 年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の広報につきましては、多大なる御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。おかげさまで、平成 28 年 1 月末時点で 1,900 万人以上の方に支給することができております。

さて、政府においては、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組んでいくこととしており、平成 27 年度補正予算により、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方に対して、新たに「高齢者向け給付金」（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を支給することとなりました。

厚生労働省においては、「高齢者向け給付金」についても支給事務を担当いたしますが、本給付金の支給を促進するために、支給対象者となる方々に効果的な広報を行うことができるよう、関係者の皆様方の御協力を得ながら、様々な場所や機会を通じ、ポスター・チラシの設置による広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、高齢者向け給付金のポスター・チラシについて、高齢者の方を始め、より多くの方々の目に触れるように、病院や診療所に設置をしていただきたいと存じますので、貴会の御協力をお願い申し上げます。（別添がポスター・チラシの見本です。）

ポスター・チラシにつきましては、厚生労働省が広報業務を委託している業者から、直接、ゆうメールにより病院・診療所へ配送させていただきます。

高齢者向け給付金のポスター・チラシの設置期間は、おおむね平成 28 年 7 月末まで御対応いただけますと幸いです。

なお、平成 28 年度予算案において、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）及び障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）が計上されており、本年秋を目途として支給を開始する予定であるため、頃合いを見まして、両給付金のポスター・チラシの設置についても改めてお願いしたいと考えておりますので、申し添えます。

御多忙の折、大変お手数ではございますが、こうした趣旨に御高配をいただき、貴会会員の皆様に対して周知いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

（担当者連絡先）

厚生労働省 簡素な給付措置支給業務室

安西、田中、横田（内線 2121、2133）

電話 03-5253-1111（代表）

平成 28 年 3 月 吉日

関係各位

厚生労働省 社会・援護局総務課
簡素な給付措置支給業務室

高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の
支給促進に係るポスター等の設置への協力依頼について

平成 27 年度の簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の広報については、多大なる御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。おかげさまで、平成 28 年 1 月末時点で 1,900 万人以上の方に支給することができております。また、多くの市町村で、平成 27 年度臨時福祉給付金の申請受付期間が終了していますので、現在設置いただいているポスター・チラシについては、適宜、撤去していただきますようよろしくお願いいたします。

さて、政府においては、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組んでいくこととしており、平成 27 年度補正予算により、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方に対して、新たに「高齢者向け給付金」（年金生活者等支援臨時福祉給付金）を支給することとなりました。

厚生労働省においては、「高齢者向け給付金」についても支給事務を担当いたしますが、本給付金の支給を促進するために、支給対象者となる方々に効果的な広報を行うことができるよう、関係者の皆様方の御協力を得ながら、様々な場所や機会を通じ、ポスター・チラシの設置による広報を進めてまいりたいと考えております。

御多忙の折、大変お手数ではございますが、こうした趣旨に御高配をいただき、ポスター・チラシの設置について、引き続き、御協力を賜れば幸いです。

高齢者向け給付金のポスター・チラシの設置期間は、おおむね平成 28 年 7 月末まで御対応いただきたいと存じます。（高齢者向け給付金の申請受付期間は、各市町村によって様々となっております、厚生労働省の特設ホームページ（「カクニンジャ」で検索）で市町村ごとに確認できますので、御参照ください。）

なお、平成 28 年度予算案において、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）及び障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）が計上されており、本年秋を目途として支給を開始する予定であるため、頃合いを見まして、両給付金のポスター・チラシの設置についても改めてお願いしたいと考えておりますので、申し添えます。

※ 今回のゆうメールは、各地方厚生局のホームページに掲載されている医療機関一覧表の情報をもとに、送付させていただきました。

（担当者連絡先）

厚生労働省 簡素な給付措置支給業務室

安西、田中、横田（内線 2121、2133）

電話 03-5253-1111（代表）

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者の方を支援します。

確認じゃ！ 高齢者向け給付金。

- 給付金を受け取るためには、
申請が必要です。
- 申請先は、昨年(平成27年)1月1日
時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が
異なります。

高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、
平成28年度中に65歳以上になる方



カクニンジャ

お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル：

0570-037-192

■ IP電話からおかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370 ■ FAXでお問い合わせの場合：06-6645-6278

9時～18時(平日のみ。ただし、
4月1日～7月31日は土日祝も開設。)



カクニンジャ 検索



「高齢者向け給付金」を装う
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。
市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警視庁相談専用電話(※91107))にご連絡ください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

申請方法

- 高齢者向け給付金を受け取るためには、**市町村へ申請が必要**です。
- 申請先は、平成27年1月1日時点で**住民票がある市町村**です。
〔平成27年から現在まで引越をしていなければ、基本的に現在お住まいの市町村が申請先になります。〕
- 申請受付期間や申請書の入手方法は、**各市町村によって異なります**。
- 詳細は、各市町村からの広報や厚生労働省の特設ホームページ（「カクニンジャ」で検索）をご確認ください。

お問い合わせ先

ご不明な点は、

厚生労働省給付金専用ダイヤル：

0570-037-192

9時～18時

（平日のみ。ただし、4月1日～7月31日は土日祝も開設。）

■IP電話からおかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370

■FAXで問い合わせの場合：06-6645-6278

または

「申請先の市町村」へ

お問い合わせください。

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい
高齢者の方を支援します。

確認じゃ！ 高齢者向け 給付金。



❗ 「高齢者向け給付金」を装う
“振り込め詐欺”や
“個人情報の詐取”に
ご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、
お住まいの市町村や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。



カクニンジャ

カクニンジャ

検索



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

支給対象者

平成27年度

臨時福祉給付金の支給対象者に

該当する方のうち、

平成29年3月31日までに

65歳以上になる方

(ただし、生活保護の受給者である方などは除きます。)

支給額

1人につき 30,000円

※支給は1回です。



よくあるご質問



Q.ご質問	A.回答
Q.「平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者」とはどのような人ですか？	A.平成27年度分の住民税が課税されていない方です。 (ただし、住民税において、課税者の扶養親族になっている方は除きます。)
Q.年金を受給していなくても、今回の給付金の支給対象者になりますか？	A.支給対象者になります。 年金を受給しているか否かは問いません。
Q.住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)を教えてください。	A.お住まいの地域によって異なりますが、収入が年金のみで東京23区等にお住まいの場合、単身者で年収「155万円」、配偶者を扶養している場合で年収「211万円」となります。
Q.平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当しますが実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか？	A.支給対象者になります。 平成27年度臨時福祉給付金を実際に受給したか否かは問いません。
Q.「平成29年3月31日までに65歳以上になる方」は、いつまでに生まれた人ですか？	A.昭和27年4月1日以前に生まれた方です。 (昭和27年4月1日に生まれた方も含みます。)
Q.平成27年1月2日以降に引っ越した場合の給付金の申請先はどこですか？	A.平成27年1月1日時点で住民票がある市町村になります。 給付金は申請先の市町村から支給されます。 ※平成27年1月2日以降に市町村の区域を越えて引っ越した場合は、申請先が現在お住まいの市町村と異なりますので、ご注意ください。